

## 平成24年度国際小委員会の審議の経過等について

### 1. はじめに

今期（第12期、平成24年度）の文化審議会著作権分科会の第1回国際小委員会において、今期の本委員会では前期の審議に基づき、以下の課題について検討を行うこととされた。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題、フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方
- (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

### 2. 審議の状況

#### (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

今期の小委員会においては、侵害発生における海賊行為への取組等を把握するため、韓国及び台湾との政府間協議において聴取されたインターネット上の侵害に対する両政府の取組が紹介（第4回国際小委員会）された。

海賊行為への対応の在り方については、これまでの委員会における議論を踏まえて、  
①政府協議の対象国の拡大、②海外における著作権普及啓発について検討を行った。

#### ①政府間協議の対象国の拡大

文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、政府間協議の対象国の東南アジア等への拡大を検討するべきとされたことから、政府間協議の対象国拡大に向けた今後の取組みについて検討（第4回国際小委員会）が行われた。

中国・韓国等との政府間協議の現状及びアジア地域における我が国コンテンツの展開状況及び侵害状況を踏まえて検討を行うとともに、侵害発生国における著作権保護の動向、ニーズ等の把握が重要であるとの観点から、アジア地域著作権制度普及促進事業（A P A C E プログラム）の参加国から文化庁が情報収集した各国における課題、ニーズ等を聴取した。

アジア地域における主な課題としては、海賊版に対する取締りや著作物の適切な保護を目的とする権利執行の強化を中心としてきたが、近年では、これに加えてW I P Oイ

ンターネット条約等の締結、著作権分野における能力開発及び人材育成、集中管理の強化、著作権普及啓発についても、アジア域内の各国において著作権保護上の重要課題として位置づけられている。

特に、集中管理の強化については、著作物の利用促進の観点から域内の主要国において集中管理団体が設立されて来ており、こうした各国の集中管理の強化を支援することにより当該国における著作物の保護の向上が期待できる。

今後はこうした課題等を踏まえて既存の海賊版対策事業等を活用しつつ重点とする当該国・地域との関係強化に努め、政府間協議の対象国拡大への環境を整えるべきであるとされた。

## ②海外における著作権普及啓発

前期の小委員会において、海外における著作権侵害に対して対応策を講じている権利者団体等からのヒアリングにおいて、権利侵害への取組の一つとして違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発が紹介され、こうした取組をさらに進めていくことが侵害への効果的な対応であるとの指摘を受けた。

また、「知的財産基本計画2012」においても「違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。」ことが新たに施策として盛り込まれることとなった。

これらを踏まえ、今期の小委員会においては、海外における著作権普及啓発についての検討（第1回国際小委員会）を行った。この検討においては、我が国の権利者団体等による海外における普及啓発の現状等に鑑み、普及啓発の実施に当たっては、普及啓発の対象国・地域の優先順位、効果的な手法、政府の果たすべき役割等の十分な検討が必要であるとされた。また、検討においては、普及啓発を進めていく上では、海外における日本語教育や外務省による海外広報との連携にも留意すべきとの指摘がなされた。

さらに、海外における著作権普及啓発については、文化庁から聴取した情報（第4回国際小委員会）によれば侵害発生国・地域においては、海賊版対策のみならず知的財産の適切な保護のため著作権に対する普及啓発が中・長期的な課題となっており、侵害発生国・地域との関係強化を進めていく上では、当該国の著作権の普及啓発への協力も進めていくべきである。

## (2)著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

### ①視聴覚的実演に関する北京条約（仮称）の採択

「視聴覚的実演に関する北京条約」（仮称）は、既にW P P T（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）で保護されている音の実演家（歌手等）と同様に、視聴覚的な実演家（俳優や舞踊家等）にも著作隣接権を設定し、それを保護しようとするものである。

1996年に、W P P Tが採択されたが、W P P Tは音の実演のみを対象とし、視聴覚的実演は保護の対象として含まれておらず、世界知的所有権機関（W I P O）において視聴覚的実演に関する新条約についての検討が進められてきた。2000年12月には、視聴覚的実演の保護に関する外交会議が開催されたが、実演家の権利行使に関する条項について、米国は実演家が権利行使に関して締結する契約が他国においても法的効果をもたらすルールの導入を主張する一方、E Uは各国内法において実演家の権利行使に関する規定を設けるルールを主張し、最終的な合意が得られず、結果として条約の採択が見送られた。それ以降、著作権等常設委員会（S C C R）において、引き続き検討が行われてきた。

2011年10月に、本条約を議題として再び外交会議を開催することが、W I P O総会において決定され、2012年6月に北京において条約採択のための外交会議が開催され、交渉の結果、全ての条文について合意に達し、「視聴覚的実演に関する北京条約（仮称）」として採択された。

北京条約の主たる内容は、以下のとおりである。

- ・ 視聴覚的実演家人格権の創設（第5条）（氏名表示権同一性保持権）
- ・ 視聴覚的実演家の財産的権利の充実（生実演を固定する権利及び放送・公衆への伝達権（第6条）、複製権（第7条）、譲渡権（第8条）、商業的貸与権（第9条）、利用可能化権（第10条）、固定された実演の放送・公衆への伝達権（許諾権又は報酬請求権（一部又は全部の留保が可能））（第11条））
- ・ 技術的保護手段及び権利管理情報に関する法的保護（第15条及び第16条）
- ・ 権利の行使・移転等に関する条項（第12条・任意的規定）

本小委員会においては、第12条を含む新条約と我が国著作権法が整合的であることを再確認するため、我が国は外交会議において、固定の許諾後の実演家の排他的権利を国内法によってどのように取り扱うのかは、締約国が決定することができ、我が国の著作権法第91条等と本条約とは整合性がとれているものと理解している旨の発言を行い、

最終的に、外交会議の議事録へ記録したことが報告された。

本条約は、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応して視聴覚的実演家の権利の保護拡充を目指すものである。本条約の成立により、視聴覚的実演家の実演家人格権の確立や、視聴覚的実演のアップロードを差し止める権利の保護が国際標準化されることにつながる。さらに、視聴覚的実演に関するコピー・プロテクション等の技術的保護手段の回避や、「電子透かし」等の権利管理情報の改変等が国際的にも規制されることになり、有意義である。

今後は、我が国の視聴覚的実演家の権利が国際的に保護されるよう、我が国の早期の条約締結が望まれる。

## ②W I P Oの著作権等常設委員会（S C C R）等における議論

現在、著作権及び著作隣接権に関する議論（放送機関の保護に向けた条約に関する議論及び権利の制限及び例外に関する議論等）がW I P Oで進められている。第2回から第4回の国際小委員会において、S C C Rにおける議論の進捗状況が報告された。

### ②－1 放送機関の保護

W I P O（世界知的所有権機関）では、1998年11月以降著作権等常設委員会（S C C R）において、インターネット時代に対応した権利を放送機関に認め、放送の不正使用等の防止を目的として、放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われている。

我が国も第5回会合（2001年）において条約形式の提案（S C C R/5/4）を行い、第9回会合（2003年）においてインターネット放送機関の取扱いに関する論点について文書（S C C R/9/9）を提出するなど、放送条約の早期採択を目指して積極的に参画してきた。

2004年4月に、S C C Rの議長により修正された「条約テキスト案」及びウェブキャスティングについての作業文書」が提示され、その作業文書において、インターネット放送については、非強制的保護とされた。2007年のW I P O一般総会においては、条約採択のための外交会議の開催が提案されたものの、一部の途上国の条約への慎重な姿勢や、各国の意見の隔たりにより、合意に至っていない。その後、2007年の一般総会で決定されたマンデート（シグナルベースアプローチによる、伝統的な意味での放送機関の保護）にしたがって、数年間継続して議論されたものの、具体的な進展はみられなかった。

第23回ＳＣＣＲ会合において、インターネット放送を保護の対象とする南ア・メキシコ提案（ＳＣＣＲ／23／6）が提出され、再び放送条約の成立へ向けた動きを見せつつある。我が国は、昨年5月に我が国から放送条約に関する提案（ＳＣＣＲ／24／3：多数の選択肢を有する基礎提案ＳＣＣＲ／15／2を絞り込んだ提案。インターネット放送は放送の定義から除外されている。）をＷＩＰＯ事務局に提出し、我が国が放送機関の保護に関する非公式協議を主催する等、我が国として、放送条約の早期採択を目指して、積極的に議論に参画しているところであるが、ＳＣＣＲ議長の提案により、我が国の提案を含む形でシングルテキスト化された作業文書が作成されている。

放送条約について、現在ＳＣＣＲで議論となっている主な論点として、①伝統的放送機関が行うインターネット放送、②固定後の権利（複製権、利用可能化権等）、③インターネット上の送信に対する保護（再送信権・利用可能化権）、④放送前信号の保護、⑤暗号解除、⑥保護期間等が挙げられる。

本議題については、我が国や米国・ＥＵをはじめ、南ア・メキシコなどの途上国側も総じて早期の条約採択について前向きな姿勢であり、2014年の外交会議の開催を目指して、2013年の前半に、3日間の中間会合を開催する等して、活発な議論を行っていくこととされているところである。

各国における議論の動向を踏まえながら、著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ、今後も引き続き我が国としての対応の在り方を検討していく必要がある。

## ②－2 視覚障害者等のための権利制限及び例外

知識へのアクセス向上（Access to knowledge）のために、現行の国際的な著作権保護のシステムにおいて、パブリックドメインの確保等を実現するための制限と例外の措置を設定すべきとの動き、また、近年のインターネット等の普及によって、知識に容易にアクセスできる手段を得たにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが、知識へのアクセスの障壁となっているとされ、より利用を重視した制度への転換が必要であるとの認識の下、2005年に権利制限と例外に関する議論が始まった。当初、先進国側は、権利の制限及び例外の導入の検討は、スリー・ステップ・テストによって検証する方法が既に定着していることから、これを改める必要性はない」とし、具体的な規定の在り方は、各国の国内事情を踏まえた柔軟な対応が必要であり、各国に委ねられるべきであることを主張していた。

このような中、2009年の第18回SCCRにおいて、中南米諸国が、視覚障害者等に限定した条約案を提案した。2010年の第20回SCCRにおいては、米国が視覚障害者等に限定した合意文書案、EUが視覚障害者等に限定した勧告草案、アフリカグループが視覚障害者等に限定せず、障害者、教育及び研究機関、図書館並びに文書館を権利制限の範囲とした条約案を提案したことから急速に議論が加速化した。

第22回SCCRにおいて、米国・EU・中南米諸国の提案を統合した提案が議長文書としてまとめられ、第24回SCCR（平成24年7月）、視覚障害者等のための権利制限及び例外についての中間会合（平成24年10月）、第25回SCCR（平成24年11月）の各会合について、議論の状況や各会合におけるテキストの主な論点（対象となる著作物の定義や、アクセス可能な形式の複製物（点字図書・録音図書等）の輸出入の仕組み、Authorized Entity（アクセス可能な形式の複製物の輸出入を行う団体）の定義など）について、作業文書（SCCR/25/2等）等に基づき、本小委員会において、逐次報告がなされた。

従来から条約化を求めていた途上国側のみならず、米やEU等の先進国側も条約化を受け入れる機運が高まった結果、昨年12月に開催されたWIPO臨時総会及びそれに引き続く外交会議の準備委員会において、本年2月に追加のSCCR特別会合を開催して、実体条項の基本提案を更に議論するとともに、本年6月に、条約採択のための外交会議がモロッコにおいて開催されることが決定された。

我が国としては、本条約の内容としては、スリー・ステップ・テスト等の既存の国際約束等と整合的な内容とすることを前提としつつ、我が国の視覚障害者等の著作物へのアクセス性の向上に資すること等に鑑み今後も議論の動向を注視しつつ、積極的に対応の在り方を検討していくことが必要である。

## ②－3 その他の権利制限及び例外

視覚障害者等以外（図書館・アーカイブ・教育機関等）のための権利制限及び例外等についても、具体的な議論が始まられているところであるが、これらの権利制限及び例外については、先進国側と途上国側との間に、議論の進め方や議論の範囲等（①文書のまとめ方として、テキスト提案と各国の法制の紹介等のコメントを文書の中でどのように整理して纏めるのか、②途上国より提案された、議題とは無関係と考えられる項目（例：ISPに関する項目）を文書に含むか否か）について、意見の相違がある。

これらの権利の制限及び例外については、我が国としては、引き続き、スリー・ステップ・テストの考え方や各加盟国のそれぞれの国内事情を踏まえ、今後も、我が国としての対応の在り方を検討していく必要がある。

### (3) 知財と開発問題、フォークロア(伝統的文化表現)問題への対応の在り方

W I P O の遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 ( I G C ) で議論がなされているところであるが、先進国・途上国間で、法的拘束力の有する枠組みの構築の可否等、根本的な論点において、意見に隔たりが見られる状況である。

第22回 I G C において、フォークロアに焦点をあてて議論されたものの、保護の対象 ( フォークロアの定義 ) 、受益者の対象範囲、どのような保護の方法が適切か等の基礎的な項目において、テキストに多くの代替提案や選択肢が追加された一方、意見の收れんがみられた項目は少なかったことから、会合当初よりも一層複雑な状態となったテキストとなってしまったことが、第2回の国際小委員会において報告された。

### (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

近年、マルチのフレームワークのみならず、 F T A ・ E P A の枠組みにおいても知的財産保護を推進しようという取組や、著作権法制度を巡る様々な動きが諸外国においてみられるところ、それらの動向に目を配る必要がある。そこで、韓国、米国、 E U 等の諸外国の著作権法制と、我が国の著作権法制との比較を中心に有識者からヒアリングを行い、あり得べき論点について議論した。

まず韓国では近年、米国及び E U と F T A を締結しているが、これに伴い大規模な著作権法改正が行われている。米韓 F T A の著作権分野における主な合意内容としては、①一時的複製に対して、著作権者に複製権を認定、②著作権の保護期間を 50 年から 70 年に延長、③技術的保護措置の回避規制強化、④権利管理情報についての一定の行為の禁止措置、⑤法定損害賠償制度の導入、⑥侵害情報提供を命令できる権限を裁判所に付与、⑦著作権侵害物品の税関申告制度の導入、⑧商業的規模の著作権侵害の非親告罪化等があり、また、 E U 韓 F T A では①著作隣接権保護期間を 50 年から 70 年に延長、②放送事業者に「テレビ放送を上映する対価として入場料を徴収する行為」に関する公演権を付与、③権利者推定規定を放送事業者にも拡大、④「再販売権（追及権）」の導入に関する協議の開始等が規定された。近時の韓国著作権法改正はこれらへの対応を含むとともに、 F T A の合意内容には含まれていないものの、利用と権利保護のバランスの観点からフェア・ユース規定が導入されたことも紹介された。実際には規定導入前から政府関係者・著作権者・利用者の間での検討により、一定の範囲の著作物の利用につい

て公正利用に該当するか否かの判別を容易にするようなガイドラインが策定され、運用が試みられてきているとのことである。

次に米国については、その著作権法制度について日本と比較した場合、いくつか特徴的な点を挙げることができる。具体的には、①憲法に著作権条項が存在する、②著作隣接権制度がない、③実演・レコード製作・放送等は「視聴覚著作物」「録音物」として保護される、④著作権の保有自体を登録でき、法定賠償請求権、法律上の推定等の効果を有する著作権登録制度がある、⑤権利内容の違い（輸入権・輸出権等を含む頒布権の存在）がある、⑥一般的権利制限規定（フェア・ユース）が存在する、⑦技術的保護手段についてアクセス・コントロール技術の保護がある、⑧救済制度の違い（利益賠償制度・法定賠償制度）がある等の点が紹介された。

E Uに関しては、日本の法制度との比較で特徴的なもののひとつとして追及権制度があり、追及権に関する欧州指令（2001/84/EC）が導入されている。この指令には、①追及権は譲渡不能・放棄不能の権利であること、②美術市場の専門家が介在する取引すべてが対象であること、③一方で10,000ユーロを超えること、かつ、3年以内に行われる取引については除外するといった義務規定が含まれ、また保護対象となる美術の原作品あるいはその複製の定義や徴収率等についても規定されている。

議論の中では、追及権制度の導入が必要な理由として、著作権法第47条の2でいう「取引の用に供する」場合の例外規定とのバランス（本例外規定と同時に追及権が規定されることで、美術の著作者は、その作品の取引が行われることにより報酬を得る可能性が生じる）をとるという意義があること、さらに複製物を中心に頒布される形式ではなく、主に原作品が取引されるという美術の著作物の特殊性に鑑み、販売に関する権利を著作者に与えることも許容されるとの見解が紹介された。その一方で、市場の経済原理をもとに検討すると、追及権により販売価格が上昇する可能性があるとした見解についても紹介された。

さらにE Uにおける著作権制度の動向に関する一例として、欧州諸国の研究者による共同研究の成果物であり、著作権法全体をハーモナイズする試みである欧州著作権コード（European Copyright Code<sup>1</sup>）についての紹介がなされた。

今後、FTA・EPA交渉を進めて行くにあたっては、議論の中で指摘された論点について留意するとともに、権利保護と利用のバランスや国際的な潮流、国益の保護といった観点からも検討を深めていく必要があると思われる。

---

<sup>1</sup> [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kokusai/h24\\_3/pdf/siryou2.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kokusai/h24_3/pdf/siryou2.pdf)

### 3. 開催状況

第1回 平成24年5月23日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 今期の国際小委員会の進め方について
- (3) 諸外国の著作権法、諸外国間のFTAについて
  - ・韓国FTAの概要と著作権関連法改正  
(東京都市大学 環境情報学部 張 睿暉准教授)
  - ・米国著作権制度の特徴点 (山本隆司委員)
- (4) 海外における著作権普及啓発の推進方策の検討
- (5) その他

第2回 平成24年9月7日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) 追及権について (早稲田大学法学学術院 小川明子助手)
- (3) その他

第3回 平成24年12月4日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) EUにおける著作権法制度について (上野達弘委員)
- (3) その他

第4回 平成25年1月25日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) 政府間協議の対象国の拡大について
- (3) 政府間協議等の報告
- (4) 平成24年度国際小委員会の審議の経過について
- (5) その他

#### 4. 委員名簿

浅 原 恒 男	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
上 野 達 弘	立教大学法学部教授
小 原 正 幸	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
梶 原 均	日本放送協会知財展開センター著作権・契約部長
久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事, 事務局長
後 藤 健 郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事, 事務局長 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
笹 尾 光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会 ライツ専門部会法制部会主査
鈴 木 將 文	名古屋大学大学院法学研究科教授
主査代理 大 樂 光 江	北陸大学未来創造学部教授
主査 道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授, 弁護士
中 村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
野 口 祐 子	弁護士
畠 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事
前 田 哲 男	弁護士
山 本 隆 司	弁護士

(以上15名)